

令和6年度使用加古川市立学校用教科用図書採択基本方針

令和5年5月
加古川市教育委員会

1 採択基本方針

(1) 採択の権限

教科書の採択は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号の規定により、加古川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う。

(2) 採択の基本

- ①加古川市立小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校において使用する教科用図書（以下「教科書」という。）の採択については、教育基本法、学校教育法、学習指導要領、兵庫県の教科書採択に関する基本方針の趣旨に則しつつ、第3期かこがわ教育ビジョン（加古川市教育振興基本計画）を踏まえる。
- ②教科書採択に当たっては、いかなる疑念の目も向けられることのないよう、公正性・透明性の確保を徹底する。
- ③採択に関する事務については、兵庫県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）の指導及び助言を受ける。

2 採択基準

- (1) 教育委員会は、種目（教科用図書の教科ごとに分類された単位）ごとに1種の採択を行う。

- (2) 採択にあたっては、県教育委員会の示す選定資料を活用するとともに、第3期かこがわ教育ビジョンの方針に基づいて、専門的な調査研究を十分に行う。

- (3) 教育委員会は、採択にあたりその責任を明確にするとともに、教育関係者のみならず保護者、地域住民への説明責任を果たすことができるよう、採択組織及び手続きを確立する。

(4) 教科書について

- ①採択は、文部科学省「教科書目録」（令和6年度使用）に登載された教科書のうちから行う。
- ②小学校（義務教育学校前期課程）において使用する教科書は、新たに全種目の教科書の採択を行う。
- ③中学校（義務教育学校後期課程）において使用する教科書は、令和4年度と同一の教科書を採択する。
- ④特別支援学校及び特別支援学級において使用する教科書の採択にあたっては、文部科学省検定済教科書（下学年用等）若しくは文部科学省著作教科書を使用する方向で検討するものとするが、児童生徒の実態に応じて、学校教育法附則第9条の規定による「一般図書（特別支援学校・学級用）」（以下「一般図書」という。）を採択する。

ア 文部科学省著作教科書

特別支援学校用（小・中学部）教科書目録（令和6年度使用）に登載されている教科書のうちから新たに採択する。

イ 一般図書

一般図書については毎年度異なる図書を採択することができるが、原則として、文部科学省発行の「令和6年度用一般図書一覧」に掲載されている図書から採択する。

⑤採択は、紙の教科書を決定する行為であり、調査・検討の対象は紙の教科書であることを基本とする。令和6年度以降、英語の学習者用デジタル教科書（以下「デジタル教科書」という。）が紙の教科書と併せて提供される予定であるため、令和5年度の小学校英語の教科書採択については、小学校英語のデジタル教科書を調査し、考慮の一事項とする。

3 組織及び手続き

- (1) 採択組織及び手続きについて、教育委員会は前項の採択を適正かつ公正に行うため加古川採択地区選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する。
- (2) 審議に必要な調査・研究を行うため、選定委員会に、教科用図書調査員を設置する。調査・研究については、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町合同で行う。

4 採択の公正確保

- (1) 教育委員会は、「教科書採択における公正確保の徹底等について」（令和5年3月31日付文部科学省通知）に則り、教科書の採択にあたり、静謐な採択環境を確保し、教科書発行者等による宣伝行為等に影響されることなく、適正かつ公正を期するため万全の措置をとる。
- (2) 採択関係者、校長、教員は、教科書発行者が定める「教科書発行者行動規範」に違反する行為について、教科書発行者に対して求めることのないようにする。また、教科書発行者から申出があった場合にも、その申出を明確に断る。
- (3) 採択期間中においては、教科書発行者が、教科書に関する講習会又は研修会等の主催や関与を行うことが禁止されているため、採択関係者、校長、教員は、その趣旨を理解した上で、適切に対応する。
- (4) 教育委員会は、発行者の宣伝行為その他外部からの働きかけについて状況を把握する。また、仮に採択事務に支障を来すような事態が生じた場合や不当な働きかけがあった場合には、関係機関とも連携を図りながら、毅然とした対応を取る。
- (5) 検定申請本は行政処分の対象であり、教科書発行者が教科書採択を勧誘するための宣伝活動（実質的にそれと同視され得る活動を含む）に使用することは一切認められていないため、その旨を調査員等の採択に関わる教員等だけでなく、全ての採択関係者、校長、教員が認識する。
- (6) 質の高い教科書の実現のためには、日々の授業実践を通じて得られた教員等の意見が反映されることは、大きな意義を有するものである。しかし、仮に教科書発行者と教員等の認識が教科書の著作・編集活動の一環であったとしても、一般の国民ないし地域住民からみれば、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせる行為とも受け止められかねないことから、教科書発行者と健全かつ適切な関係を維持する。

5 開かれた採択の推進

- (1) 次の事項について、採択期限終了後、速やかに公開する。
 - ①採択結果及び採択理由
 - ②使用する教科書の研究のために作成した資料
 - ③選定委員会及び教育委員会の会議の議事録
 - ④調査員名（加古川市分のみ）
- (2) 教科書展示会を積極的に開催し、広く市民に教科書の内容について知らせ、意見を求める機会を設ける。
- (3) その他、開かれた採択を推進する観点から有用と思われる情報の公表について、検討する。